

生駒市議会基本条例を制定、本年1月1日から施行

昨春、市民の皆さまからパブリックコメントをいただいた「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例（案）」は、9月定例会後閉会中に開催された全員協議会で、条例案とパブリックコメント回答について協議。とりまとめた結果を「生駒市議会基本条例（案）」として12月定例会で議長発議、全会一致で可決しました。

生駒市議会基本条例は議会の最高規範として位置づけられており、今後は、この条例に基づいて議会運営、議員活動が行われることになります。

*議会基本条例で何がどう変わるか？

議会基本条例が制定されたら何がどう変わるのでしょうか？

2012年末までに全国の3割以上の市議会で議会基本条例が制定されていますが、るべき議会の姿は示されているものの実際に魂を入れる作業はこれから、という議会も少なくありません。「生駒市議会基本条例」は、すでに実施していること、あるいは、「実施する」と全議員で同意できることを条文化しているため、条例を制定したからといって今すぐ大きく変わるものではないと考えます。

*条例は市民と議会とで交わされた取り決め

それでは条例を制定する意義はどこにあるのでしょうか？

条例にするということは、そこに法的拘束性が生じるとともに、地方自治法第74条に定める条例の制定・改廃の直接請求の対象になる（市民が条例を変えたい、と思えば、有権者の50分の1の署名をもって首長に請求できる）、

つまり議会内部のルールではなく市民との間で交わされたルールになったということです。

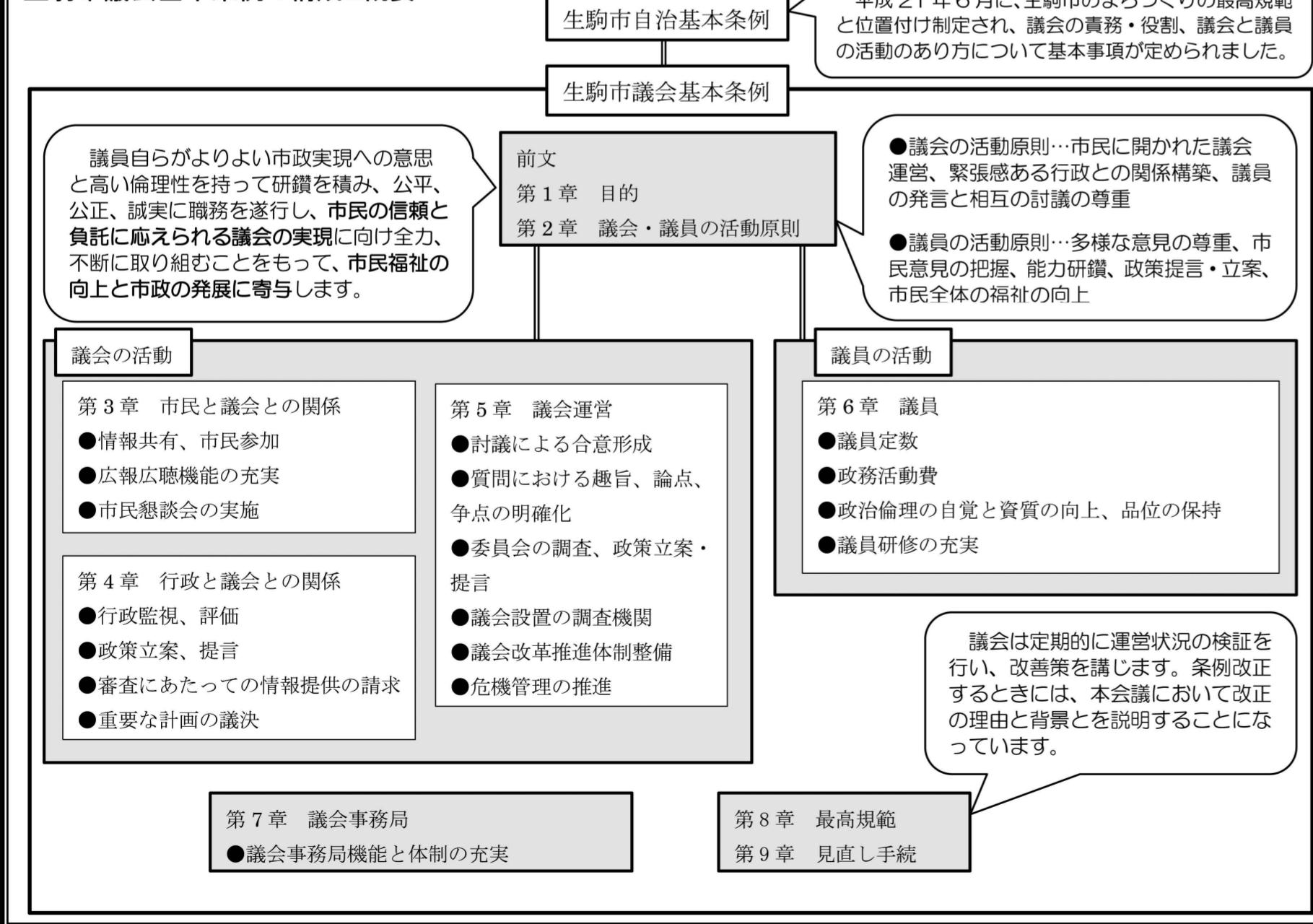
*条例制定がゴールではない

もちろん、市民からの請求を待つまでもなく、条例には、議会運営の改善策を講じるための見直し手続も規定されており、議会は自ら不断に「議会改革」に取り組みます。

たとえば、条例に基づいて市民懇談会を開催しても、開きっぱなしでは意味がありません。市民の皆さまからいただいた市政の課題を委員会で調査し、議会内で議論し、行政に政策提言、さらには条例化するなどの結果（アウトプット）、議会が市民の信頼及び負託に応えられて（アウトカム＝成果）初めて議会基本条例制定の意義は認められるようになると考えています。

条例は市民の負託に応えられる議会を実現するための手段を示したもので、目的ではありません。目的に向かって、条例に定められた事項を具体的な行動に移せるよう、引き続き取り組んでまいります。

生駒市議会基本条例の構成と概要



1. 政策形成過程における市民参加について / 2. 要綱の条例化について

12月定例会一般質問

1 山下市長2期目の任期が終わるにあたり、市長マニフェストの取組み状況を検証したところ、ほぼすべての項目にわたって順調に達成、または達成に向けての取り組みが進んでおりますが、行政の政策形成過程における市民参加については、「市民政策提案制度」のような新規制度があるものの、すでに達成され、実施されている取り組みは、形骸化、マンネリ化している向きがあります。

少数意見にも配慮した施策、計画等の形成のため、市民参加の機会を拡充するとともに、実質的に意見が反映されるよう市民参加のありかたを見直すことが必要と考え、見解を質すとともに、マニフェストに掲げながら、議会に議案が上がってこない常設型住民投票条例について、今後の方針を質しました。

*市民参加は政策形成過程のあらゆるステージ、あらゆる手法で！

【塙見】政策形成過程における市民参加のあり方について、課題をどう認識しているか？

【中田市長公室長】タウンミーティング（TM）については、市政全般ではなく特定テーマを設定して参加者が増えたが、テーマのマンネリ化が危惧され、市民の関心事項の把握に努めたい。審議会等への公募市民の登用については、年齢性別の偏り、委員の重複があったため、今年度から無作為抽出登録制度を設けており、効果を見極めて対応したい。パブリックコメントについては、案件によって件数にばらつきがみられるのが課題。

【塙見】機会はいろいろ設けられているが、結論ありきで意見が取り入れられたという実感が得られない、アリバイ的な場の設定という声もあるが、どうか？

【山下市長】TMは、市長や市幹部と市民とが直接対話することに開催の意義があるので、意見を聴取するのは目的と異なる。審議会では、どうしても委員さんの意見が委員会の結論に合わなければ両論併記も可能。問題ない。

【塙見】市への信頼度を高めるためには、市民意見をうまく引きだすなど、市民の関与の度合いを高めることと合わせて、早い段階から関与していただくことが必要。計画の構想前から政策形成過程のあらゆるステージであらゆる手法を用いて市民意思を把握するパブリックインボルブメント

ト（PI）を導入してはどうか？

【中田市長公室長】市民自治協議会が、それにあたると考える。職員、市民の意識改革も必要だし情報提供も必要。

*常設型住民投票条例の制定、どうする？

【塙見】「常設型住民投票条例の制定」については、政府による拘束型の住民投票条例を盛り込んだ地方自治法の一部改正の検討をまって条例案を検討するとして、パブリックコメントまでとりながら議案として上がってこないが、今後どうするのか、条例制定についての方向性は？

【中田市長公室長】国においては、住民投票には意義があるものの、対象や投票要件に詰めるべき点があるとして審議を先送りにし、今日に至っている。あらゆる機会を駆使し、積極的な情報を提供して、市民参画していただくことがまずは必要だが、全国における情勢、動向、条例化に伴う市民への影響も見極めながら慎重に対応したい。

【塙見】国の動きを待っていたらいつまでたっても制定できないのではないか？

【山下市長】答申案が出されたあと、投票要件に不満を持つ団体がヘイトスピーチを行うなど人権を侵害するような事案もあった。こういうものは自治基本条例同様、全会一致での可決が望ましいが、議会で意見が割れる可能性もある。しかし、たなざらしにしておくわけにはいかないと考えている。

2 2000年の地方分権一括法の改正で国と地方公共団体の関係が対等とされ、地方公共団体の条例制定権が拡大しているにもかかわらず、いまだ、要綱に依拠しすぎているきらいがあるのではないかという問題意識から「要綱の条例化」について質問しました。

【塙見】条例、要綱の線引きの基準はどこにあるのか？

【今井企画財政部長】条例は、住民に義務を課し、権利を制限、処罰する場合、法令に特別な定めがある場合を除いて制定する。要綱は、実施にあたっての細部の取り扱いを規定する場合、事務執行上の内部的取り決めである。

【塙見】条例と要綱の大きな違いは、対市民との関係において、外部化されているかいないか。どういうものは条例で定め、どういうものは規則、要綱で定めるのか、市の立法指針を整理、策定し、公表するべきではないか？

【今井企画財政部長】公文書規定で地方自治法上の定めは

あるが、細かい規定はない。他市事例を研究したい。

【塙見】地方分権による条例制定権の拡大の観点から、要綱の条例化について市はどのように考えるか？

【今井企画財政部長】地方分権一括法で立法権が拡大している。市民生活に直接影響を及ぼすような重要な事項で実効性が認められるものは条例化していくべきと考える。

【塙見】長年、政策の推進や事業の執行は予算や要綱で対応してきたが、分権時代の自主立法行政を意識し、条例、規則、要綱の総見直し、要綱の条例、規則化に積極的に取り組んでいただきたい。